行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

「賤ヶ岳の大観」（公益社団法人びわこビジターズビューロー提供）

年頭のごあいさつ

滋賀県行政書士会　会長
井上　超由

新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は景気回復局面が「いざなぎ景気」を超え、戦後2番目の長さになったとされましたが、皆様方の実感はいかがでしたでしょうか。

さて、昨年5月に会長に就任してから、行政書士の能力担保を図るべく、研修会を充実させることや会員への業務情報の提供を進めてまいりました。

新しい役員が就任したことで新たな視点も生まれ、斬新な内容の研修会が開催されたり、様々なルートで入手した業務関連情報を、各種の媒体で会員の皆様に随時提供もしてきました。

一方で、昨年は複数の当会会員が、行政書士として不適切な行為によって滋賀県から行政書士法に基づく行政処分を受け、当会としても会員を会則に基づいて処分するなど不名誉な事態が発生しました。このことは、大変残念なことですし、当会としての指導が行き届いていなかった責任も痛感しております。

信用を得るのは大変ですが、信用が失墜するのは一瞬です。我々行政書士に対する信用の源は、有資格者であっても行政書士会に入会しなければ行政書士を名乗れない強制入会制度の下、入会後も研鑽に努めてそれぞれの業務分野についての深い知識を持ち、その上で高い倫理観を持って業務を行っているというところにあるのではないでしょうか。

そのようなことから、会員の業務知識の向上と職務倫理の確立に努めることは、行政書士会に課せられた使命だと言えます。

本年は、上記のことを具体化する事業に加えまして、官民からの業務受託等も含め、昨年から進めてきた施策をさらに拡充して推進して行きたいと思いますので、会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本年が皆様方にとって素晴らしい一年となりますようにお祈り申し上げます。